



ニ戸★トピックス

瀬戸内寂聴さんが植えたあじさいが見ごろを迎えます

- 第19回天台寺あじさい祭り
 - ▶期間…7月2日(土)～17日(日)
 - 俳句コンクール
 - ▶題材…あじさい、当季雑詠
 - ※境内、桂清水、滴生舎に設置の投句箱へ応募ください
 - ▶応募期間…7月2日(土)～25日(月)
 - 天台寺・夏写真コンテスト
 - ▶題材…天台寺周辺や浄法寺町内の風景
 - ▶応募期間…7月2日(土)～25日(月)
 - 天台寺境内の無料案内
 - ▶実施日…7月16日(土)、17日(日) 10時～14時
- ☎0195-38-2416 閩二戸市商工会浄法寺支所

年金の免除申請は7月から

INFO

閩市民課 ☎52-2118

免除期間と対象

7月1日から、令和4年度の国民年金保険料の免除申請を市民課④番窓口で受け付けています。保険料を納めることが困難な人は、ご相談ください。

▼免除期間：令和4年7月～令和5年6月分

※学生は令和4年4月～令和5年3月分

▼免除対象者：次のいずれかに該当する人

- ①前年の所得が一定以下の人（本人、配偶者、世帯主の所得で判定します）
- ②失業などの理由により保険料を納めることが困難な人（本人の所得を0円とし、配偶者、世帯主の所得で判定します）

追納もできます

免除された保険料は、10年以内であれば追納（後払い）することが可能です。

- ▼申請に必要なもの…
- ①年金番号またはマイナンバーがわかるもの
 - ②運転免許証などの身分証明書
- ◎失業特例申請：雇用保険受給資格者証または離職票など
- ◎学生：学生証の写しまたは在学証明書の原本
- ▼障害年金受給者は…
- ①障害年金1級・2級受給者は、前年の所得によらず免除を受けられます
 - ②一度申請している人は、手続き不要です
 - ③年金証書をお持ちください

人命を守るための津波浸水想定

NEWS

岩手県津波浸水想定住民説明会

市は、6月6日から9日にかけて岩手県津波浸水想定に係る住民説明会を開催しました。

県が公表した津波想定は、日本海溝・千島海溝沿いの津波浸水想定のほか、過去に県内で発生した東北地方太平洋沖、明治三陸、昭和三陸津波の断層モデルによる最大クラスの津波浸水想定として作成。今回の津波想定では、地震発生から30分程度で沿岸部に到達し、広範囲で浸水する可能性が示されています。

県土整備部の吉田健一河川海岸担当課長は、何としても人命を守るという考えのもと、最大クラスの津波が満潮や広域地盤沈下など、悪条件が重なった場合を想定したものであることを話しました。

田中消防防災課長は、各区の津波の浸水想定を説明。いざという時に備えた避難訓練への参加や自主防災組織活動の重要性について、訴えました。

市は今後、浸水が想定される地域に避難誘導標識を整備。津波避難対策の基礎となる「津波避難計画」を策定し、



今後の取り組みなどに説明

必要な避難施設や避難路の整備などを検討していきます。

説明会に参加した小川イクコさんは「自宅は浸水区域に入っていたので丁寧な説明してもらえたので参加してよかった。高齢で自家用車もなく不安なこともあるが、普段からいざという時に備えた行動を取るように心掛けたい」と思いを語りました。

■説明会の資料

説明会で配布した資料は、市のHPに掲載していますので、お住いの地域の浸水想定について確認をお願いします。

▼URL：https://www.city.kuji.iwate.jp/kurashi/saigaihosai/sonae/202205191341.html



INFORMATION

医療費助成受給者証の更新

毎年8月1日が医療費助成受給者証の更新日です。

市は、これまで申請があった人の資格審査を行い、認定となった人に医療費助成受給者証を送付します。認定にならなかった人には、通知文を送付しますのでご確認ください。

8月になっても受給者証や通知文が届かない場合は、市民課に問い合わせください。各助成事業の対象となる人で未申請の人は届け出が必要です。詳細は市HPを確認ください。

▶発送…7月下旬

☎市民課 ☎52-2118



後期高齢者医療制度保険料

INFO

閩県後期高齢者医療広域連合 ☎019-606-7500 閩市民課 ☎52-2118

- 後期後期高齢者医療制度保険料は、2年ごとに見直しを行っています。令和4・5年度の保険料は次の通りです。
- ※カッコ内は、前年との比較
- ①均等割額：4万9百円（2千9百円増）
 - ②所得割率：7.36%（変更なし）
 - ③賦課限度額：66万円（2万円増）

■保険料の構成

後期高齢者医療制度保険料は、収入や所得に関係なく被保険者全員が等しく負担する

①均等割額、前年度の所得に応じて計算する

②所得割額から構成されています。賦課限度額の範囲内で、均等割額と所得割額を合算した額が、後期高齢者医療制度保険料の額になります。

後期高齢者医療被保険者証の更新

後期高齢者医療被保険者証は、今年度2回発送します。有効期間に注意して使用ください。

■1回目

▼発送：7月中旬

▼有効期間：8月1日～9月30日

■2回目

▼発送：9月中旬

▼有効期間：10月1日～令和5年7月31日

国民健康保険のお知らせ

INFO

閩市民課☎52-2118、閩税務課 ☎52-2114

- 令和4年度の国民健康保険被保険者証と納税通知書を、7月中旬に世帯主あてに送付します。
- 国民健康保険被保険者証
- ①被保険者証が7月末になっても届かない場合は、市民課へ問い合わせください
 - ②限度額適用認定証や減額認定証の手続きは、被保険者証が届いてから市民課で手続きしてください
 - ③社会保険への加入や脱退など資格に変更があった

人は届け出が必要です。忘れずに手続きしましょう

■国民健康保険税の納付：納付書の裏面に記載されている納付場所や口座払い、paypayで支払うこともできます

■新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少：保険税額を減免する制度があります。詳しくはHPや納税通知書に同封されたチラシをご覧ください

低所得者の子育て世帯（ひとり親以外）が対象

INFO

閩子育て世代包括支援センター ☎52-2169

低所得者の子育て世帯（ひとり親以外）を対象に、特別給付金を支給します。

▼対象者：次の①②に該当する人。ただし、ひとり親世帯分の給付金を受け取った人を除く

- ①子どもが3月31日時点で18歳未満（障がいがある場合は20歳未満）の養育者※令和5年2月末までに生まれた新生児も対象
- ②令和4年度の住民税均等割が非課税、または同様の事情があると認められる家計急変者

▼申請：4月分の児童手当や特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の人は申請不要です。右記以外の人は申請が必要です。該当すると思われる人は問い合わせください

▼支給額：子ども一人当たり5万円

▼その他：①受給を辞退する人は、届け出が必要です

②指定口座を解約・変更した人は、給付金を支給できませんので、7月20日まで問い合わせください